

山陽小野田市花壇コンクール実施要項

令和 8 年 7 月 1 日

1 目的

花の生育を通じて、地域コミュニティの結びつきを強め、協働によるまちづくりをすすめるとともに、春と秋に花壇コンクールを実施することにより、市が実施する「花いっぱい運動」の全市的な取り組みの拡充を目的とする。

2 応募資格

市内で花を育てている者

3 審査

- (1) 審査は、一次審査を経て二次審査により最終選考を行う。
- (2) 一次審査は、審査員による写真審査とする。
- (3) 応募が 20 団体を超える場合は、一次審査により上位 20 団体程度を選出し、二次審査の対象とする。ただし、応募が 20 団体以下の場合は、すべての団体を二次審査の対象とする。
- (4) 二次審査は、現地にて審査を行う。
- (5) 審査の評価項目は、一次審査ではデザイン・配置、管理状況を、二次審査ではデザイン・配置、管理状況、取り組み・姿勢を採点する。

4 賞及び表彰

花壇コンクールの各賞は次のとおりとし、受賞者決定後に表彰式を行う。

- (1) 最優秀賞は「一般の部」「学校・保育園・幼稚園の部」「個人の部」に分け、審査員が総合的に最優秀にふさわしいと認めたものを選出する。ただし、該当者なしとする場合がある。
- (2) 優秀賞は最優秀賞受賞者を除く上位 10 位程度とする。
- (3) 新人賞は過去 3 年以内に新規で参加した者であって、最優秀賞及び優秀賞を除く上位 1 位とする。
ただし、過去に花壇コンクールにおいて、受賞歴のある者は除外する。
- (4) 審査員が必要と認める場合は、特別賞を授与する。

5 モデル花壇

- (1) 花壇コンクールにおいて、令和 2 年 4 月 1 日以降に、通算 3 回最優秀賞を受賞した者を「モデル花壇」に指定する。
なお、指定は 1 回限りとする。
- (2) 「モデル花壇」に指定を受けた者は、花いっぱい運動の趣旨に沿った活

動を継続するよう努めるものとする。

- (3)「モデル花壇」に指定を受けたコンクールの次回開催分に限り、応募資格を停止する。

6 その他

この要領に定めるもののほか、コンクールの実施及び審査等に関して必要な事項は、別に定める。